

湯の瀬里島導水トンネル健全度調査業務委託 仕様書

1 適用

本仕様書は、湯の瀬里島導水トンネル健全度調査業務委託（以下「業務」という）に適用する。業務は本仕様書、長野市建設工事共通仕様書、長野市土木工事施工管理基準、長野市測量調査等共通仕様書及びその他関係諸法規に従い遂行しなければならない。

2 業務の目的

本業務は、湯の瀬～里島間導水隧道の現状把握と調査解析により、健全度を確認することを目的とする。

本業務において、さらに詳細な調査が必要と判断される場合には、本業務外で実施するために必要な追加調査内容の提案をすること。

3 業務の概要

機能診断 L=2.648 k m（導水トンネル）

4 法令等の遵守

受注者は業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

（１）秘密の保持

受注者は業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。

5 配置技術者

業務の実施にあたり、担当技術者、管理技術者及び照査技術者に技術士建設部門（鋼構造及びコンクリート）もしくは、RCCM（鋼構造及びコンクリート）の配置を行うこと。

その他の作業においても必要な技術者の配置を行うこと。

6 工程管理

（１）受注者は工程について発注者と常に協議の上、進めるものとする。

（２）受注者は工程に変更が生じた場合は速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

7 作業内容

調査業務

(1) 現地踏査

事前踏査で得られた情報を参考に、遠隔目視により変状の有無や変状箇所の特
定を行い、踏査結果を整理する。踏査結果を踏まえ、現地調査（定点調査）を行
う調査地点、調査項目等を選定、検討する。

(2) 近接目視

現地調査により決定した調査地点において、目視や簡易な器具による計測等の
調査を行い、変状等を定量的に把握（ひび割れ・欠損・変形等計測、周辺観察等
を含む）するとともに、スケッチを作成する。

(3) 鉄筋探査

コンクリート供試体採取位置又ははつり調査位置の特定のため、鉄筋探査器に
より鉄筋位置・かぶりの探査を行う。

設計業務

(4) 業務準備

調査対象施設の周辺の地形、現況、諸施設について調査し、業務実施計画書策
定のために必要な現地調査を行う。

(5) 資料調査

施設完成時の設計図書及び施設管理記録、地域特性に係る資料等を収集・整理
し診断評価の基礎材料とする。

(6) 問診調査

施設管理者等から日常利用、操作等の不具合・変状箇所・事故履歴・補修履歴
等について聞き取り調査を行い、施設機能に関する課題、問題点を把握・整理す
る。

(7) 点検取りまとめ

各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。

(8) 健全度評価

調査結果に基づき、調査単位毎に施設の健全度の判定を行う。

その他の調査・試験

- ・中性化深さ調査 はつり法
- ・コア抜き $\phi 50$
- ・コンクリート圧縮強度試験
- ・中性化深さ調査 コア抜き法
- ・アルカリ骨材反応調査 (SEM-EDS)
- ・アルカリ骨材反応調査 (残存膨張量試験)

9 作業の留意点

(1) 作業時期

導水トンネルの断水期間は、令和7年6月から8月を予定している。

10 安全管理

10-1 安全管理

- (1) 受注者は調査中の労働災害、公衆災害を防止するため、「長野市建設工事共通仕様書」1-1-30、国土交通省制定の「建設工事公衆災害防止対策要綱」および労働安全衛生法などの安全法規を遵守し安全管理に努めること。また、安全計画を作成し、現場での重機及び車両移動に交通誘導員を配置するなどの安全管理は基より通行車両及び歩行者への安全確保に万全を期すこと。
- また、有毒ガス（硫化水素）が確認されている導水トンネル内での作業であるため、換気設備により十分換気を行うとともに、作業時には全員がガス検知器を必ず帯同し、安全な状態で作業すること。

硫化水素濃度が10ppm以上の場合には、直ちに作業を中止し、監督員と協議のうえ必要な措置を講じること。

10-2 交通誘導員

- (1) 交通誘導員は道路管理者および警察の指示に従い配置する。
- (2) 特別に指示がない場合は、任意とする。また、本業務委託では交通誘導員は計上していないが、作業に伴い必要と判断された場合

は、監督員と協議し必要人数を配置すること。その場合は監督員と協議のうえ必要人数を変更協議の対象とする。

1 0 - 3 水質汚濁の防止

- (1) 本業務は水道用水を供給する施設の周辺で行うことの認識を持ち、衛生的見地から十分注意を払うとともに、水質を汚染、汚濁する行為をしてはならない。

1 1 臨時健康診断

本業務は水道水源及び浄水場内で実施するため下記の通り必要な検査及び資料を提出すること。

1 1 - 1 作業員名簿

- (1) 契約締結後、作業員名簿を提出すること。
- (2) 作業に従事する者を追加及び変更する場合は、新たに作業員名簿を提出すること。

1 1 - 2 健康診断

- (1) 本工事（業務）において、水道施設敷地内に立入る者は、水道法第 21 条に基づいた健康診断(保菌検査)を実施し、保菌検査(検便)成績書を契約締結後速やかに提出すること。
- (2) 検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌（チフス・パラチフスを含む）、腸管出血性大腸菌 O-157 とする。
- (3) 保菌検査(検便)成績書の有効期限は 6 ヶ月とし、有効期限を過ぎることなく、健康診断(保菌検査)を実施し保菌検査(検便)成績書を提出すること。

1 1 - 3 その他

- (1) 嘔吐および下痢の症状のある者を水道施設敷地内に立入らせてはならない。また、作業に従事させてはならない。
- (2) 作業従事者は現場において、名札等身分の証明できるものを着用、若しくは携行すること。

1 2 環境に関する配慮について

1 2 - 1 長野市公共工事率先実行計画

- (1) 長野市は、環境方針の中で公共事業に関して、「自然や地球環境

を良好なものとして将来に引き継ぐとともに持続的発展が可能な社会をつくりあげていくため環境に配慮した公共事業を実施し、環境保全並びに汚染の防止に努める」としている。工事にあたっては、このことを十分理解し、設計書及び共通仕様書により指示されていることのほか、環境に配慮した材料の使用、廃棄物の発生抑制、アイドリングストップや省エネ重機の使用による省エネルギーの推進、低公害工事機械の使用、工事従業員への教育など、工事実施に当たって細心の注意を払うことにより、工事中の影響を極力少なくなるよう配慮すること。なお、具体的な計画を、施工計画書に記載し実践するものとする。

1 2 - 2 周辺環境

- (1) 建設副産物の発生量を抑え、再生資源の活用を積極的に行うこと。
また、施工方法についてもできる限り環境に配慮した計画をたてること。
- (2) 本業務におけるイメージアップ経費の計上はないため、実施については任意とする。
- (3) 調査に伴う排水は、沈泥処理・PH管理などを行い、環境に悪影響を与えないように処理すること。
- (4) 資材置き場などは騒音や振動の面で周辺住民からの反感・苦情などが無いよう、周辺環境に配慮した場所を選定すること。

1 2 - 3 廃棄物処分

- (1) 現場発生品は発生量の多少に係わらず適正に処分すること。
- (2) 少量の場合は分別コンテナ等に適切に処分し、完了時に写真等で処分方法等が確認できるよう管理すること。それ以外の場合はマニフェスト管理すること。
- (3) 業務計画書にいずれかの処分方法を明記し、監督員の承諾を得ること。

1 3 成果品

成果品の提出部数は紙媒体 2 部及び電子データ 1 部とする。

1 4 引渡

成果品を納品した後、上下水道局が定める検査員の検査の合格をもって業務の完了とする。

1 5 長野市公契約等基本条例に関する事項

- ・長野市公契約等基本条例の内容について、労働者等へ周知するとともに、事務所（作業所）等へポスターを掲示すること。
- ・業務の一部を下請負者等に履行させるときは、長野市公契約等基本条例の内容について説明し、各々の対等な立場における合意に基づいて適正に契約を締結すること。
- ・（予定価格 1 千万円（税込）以上の場合）長野市公契約等労働環境報告書 1 部及び業務体制図（「長野市公契約等基本条例の手引」に例示するもの）2 部を契約後速やかに浄水課へ提出すること。この場合、業務の一部を下請負者等に履行させるときは、下請負者等の労働環境報告書を取りまとめて提出すること。

1 6 業務の再委託について

- （1）受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- （2）仕様書に主たる部分の指定がない場合は、おおむね契約金額の二分の一以上に相当する業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- （3）受注者は、前 2 項の規定に該当しない業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

1 7 その他

本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合または本仕様書に定めない事項については、発注者、受注者の双方で協議するものとする。